

議員提出議案第 3 号

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 7 番 片 岡 ちとせ 2 9 番 木 村 ひでこ
 3 0 番 三小田 准 一 3 1 番 中 村 しんご

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

(提案理由)

全ての子どもの遊び及び生活を支援することを通じて、子どもの居場所の確保に努めなくてはならないため、使用料を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

葛飾区学童保育クラブ条例（昭和52年葛飾区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」を「0 円」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 7 条及び第 8 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 8 条 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 6 条の規定は、令和 7 年10月以後の月分の使用料について適用し、同月前の月分の使用料については、なお従前の例による。